様式第１号（第６条関係）

越生町病児・病後児保育利用料助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

越生町長　あて

申請者（保護者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対象児童との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

越生町病児・病後児保育利用料助成金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。なお、当該申請の内容について、町が所有する個人情報を閲覧すること及び病児・病後児保育機関に問い合わせをすることに同意します。

<table>
<tr><td>フリガナ
対象児童氏名</td><td colspan="3"></td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>利用施設名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">利用日
及び
利用料</td><td colspan="6">年　月　日　　円</td></tr>
<tr><td colspan="6">年　月　日　　円</td></tr>
<tr><td colspan="6">年　月　日　　円</td></tr>
<tr><td colspan="6">年　月　日　　円</td></tr>
<tr><td colspan="6">年　月　日　　円</td></tr>
<tr><td>交付申請額</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先</td><td>金融機関名</td><td></td><td>預金
種目</td><td>口座番号</td><td colspan="2">フリガナ
口座名義</td></tr>
<tr><td>支店名</td><td></td><td>普通
・
当座</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：病児・病後児保育施設が発行した利用料に係る領収書（原本）

口座番号のわかるもの

病児・病後児保育施設＊の利用料助成制度を始めました

＊病気の治療中・回復期にあり、安静にする必要から集団保育が困難であり、入院治療が必要ない児童を一時的に預かる施設

越生町病児・病後児保育利用料助成事業

対象児童　越生町在住の生後6か月から小学6年生までの児童

助成対象者　対象児童の保護者

助成金額　対象児童の保護者が施設に支払った費用のうち、1日あたり2千円を上限に助成（連続して利用する場合は5日を上限）

※おやつなどの実費負担分は対象になりません。

申請方法　利用後、以下のもの持参し、子育て支援課で手続きしてください。

①施設で発行された領収書の原本　②振込口座が確認できる書類

対象施設　町内に対象施設はありませんが、国が定める基準に適合した病児・病後児保育を実施する施設を利用した場合に助成対象となります。

近隣の対象施設（参考）※利用については各施設HPをご確認ください。

施設名	所在市町	利用料金	HP
病児保育室トゥインクル	鶴ヶ島市	町外5,000円（日）	
病児保育室ピッピ	東松山市	町外3,000円（日）	
病後児保育室び～のはうす	日高市	町外800円（1時間）	

【問い合わせ】　越生町役場 子育て支援課 こども担当

TEL049-292-3121（内線161・162）

越生町のマスコット「うめりん」